

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例審査基準の一部改正について

1 改正の背景

本市では、開発事業に関し必要な手続、公共施設及び公益施設の整備基準を定め、安全で住みよい都市づくりの推進に寄与するため、平成16年4月より開発事業に係る手続及び基準に関する条例を施行しています。

また、近年の人口減少、超高齢社会に対応するため、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、これらの生活サービスが効率的に提供されるようにするなどの立地適正化計画を平成31年3月に策定しました。

そこで、都市機能誘導区域内に存する誘導施設の建替え等の円滑化を図るため、開発事業に係る手続及び基準に関する条例審査基準の見直しを行うものです。

2 改正内容

(1) 内容

道路審査基準⑮の改正（条例第24条、規則第12条関連）

都市機能誘導区域内に存する誘導施設の建替え等の円滑化を図るため、道路基準の緩和を図るものです。

新	旧
⑮ 規則第12条第2項で規定する別に定める基準は、開発区域の面積が3,000平方メートル未満で、 <u>次のいずれかに適合するものをいう。</u> ・ <u>予定建築物の用途が市民農園整備促進法に係る休憩施設等に供するもの。</u> ・ <u>小田原市立地適正化計画における都市機能誘導区域設定以前から誘導施設として存し、都市機能誘導区域内において用途を変更せずに従前の延べ面積の1.5倍を超えない増築若しくは改築するもの。</u>	⑮ 規則第12条第2項で規定する別に定める基準は、開発区域の面積が3,000平方メートル未満で、 <u>予定建築物の用途が市民農園整備促進法に係る休憩施設等に供するものとする。</u>

(2) 改正箇所

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例審査基準

3 施行年月日

令和元年12月2日